

「Fast Fish」ロゴマーク利用許諾要領



第1 目的

この要領は、「わたしたちのファストフィッシュ委員会」（以下「委員会」という。）事務局が著作権を有する「Fast Fish」ロゴマーク（以下「マーク」という。）の使用に際して遵守すべき事項を定めるものです。

委員会事務局は、マークを使用する者が本使用規約を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、第3に規定する被選定者がマークを使用した場合には、本使用規約の条件を承諾したものとみなします。

第2 マークの目的

マークは、委員会事務局に対し「Fast Fish エントリーシート」により申請を行い、委員会が審査して選定された商品であることを証明するものであり、委員会に選定された商品以外の使用を禁止します。

第3 マークの使用方法

「エントリーシート」により委員会事務局に対し申請を行い、選定を受けた者（以下「被選定者」）は、商品のパッケージ、商品に関するポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、又はWEBサイト等にマークを使用することができます。

また、マークは無償で使用することができます。

ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は使用者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。

農林水産省及び水産庁の名称は、使用できません。

マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治団体、宗教法人又は反社会的勢力からの申請は受け付けません。

第4 マークを使用する者の義務

被選定者は、本要領及び農林水産省が定める規則等を遵守するとともに、「「魚の国のしあわせ」プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損

なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

被選定者は、第3者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、委員会事務局を置く水産庁漁政部企画課に通報する義務を負うものとします。

被選定者は、マークの使用に関する第3者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については対応を委員会事務局と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、被選定者が負担するものとします。

被選定者は、マークの使用に関して第3者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、委員会事務局、水産庁その他の第3者は一切の損害、損失又は責任を負わないものとします。

第5 マークの禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 募金活動と結びつけた使用
- 2 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用
又は保証をすると誤認させるような使用
- 3 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 4 その他プロジェクトの趣旨に反すると認められるような使用

第6 マークの不適切な使用等に当たっての措置

被選定者が、本使用規定、プロジェクトの趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと水産庁が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための改善要求
- 2 警告
- 3 企業名・団体名の公表
- 4 法的措置

第7 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。